

# 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション 運営規程

## 【事業の目的】

### 第1条

1 標茶町長 佐藤吉彦が開設する標茶町立病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

## 【運営の方針】

### 第2条

- 1 指定訪問リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、個別訓練及びその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、個別訓練及びその他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

## 【事業所の名称等】

### 第3条

- 1 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名称 標茶町立病院 訪問リハビリテーション
  - (2) 所在地 川上郡標茶町開運4丁目1番地

## 【職員の職種、員数及び職務の内容】

### 第4条

- 1 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
  - (1) 管理者 1名（常勤兼務、医師兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - (2) 従業者
    - 医師 3名（常勤兼務）
    - 理学療法士 2名（常勤兼務）
    - 作業療法士 2名（常勤兼務）従業者は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

## 【提供日及び提供時間】

### 第5条

1 事業の提供日及び提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 提供日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) サービス提供時間 ①午前8時30分から午前12時まで、  
②午後13時から午後17時15分まで

## 【訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容及び利用料等】

### 第6条

1 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

## 【通常の事業の実施地域】

### 第7条

1 通常の事業の実施地域は、標茶町立病院を中心とする半径3キロメートル以内の範囲（標茶町旭、富士、桜、平和、麻生、開運、川上、常盤、南標茶、北標茶、字ルルランの一部、字上茶安別の一部、字多和の一部、字栄の一部、字厚生の一部）とする。

## 【サービスの利用に当たっての留意事項】

### 第8条

- 1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービスを受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

## 【非常災害対策】

### 第9条

1 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出訓練を行う。

## 【虐待防止に関する事項】

### 第10条

1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

## 【その他運営についての留意事項】

### 第11条

- 1 事業所は、従業員の質的向上を図るため、その研修の機会を確保する。
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 【要望又は苦情等の申し出】

### 第12条

- 1 利用者及び身元引受人は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、管理者に文書、電話、口頭等で申し出ることができます。施設内には「ご意見箱」を用意し、苦情、ご意見を受け付けております。

### 附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。